

中小企業向けDX・AIハンズオン・リスキリング事業業務

仕様書

1 本業務の目的

三重県では、令和4年度に策定した「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、DXによる各産業の活性化や新しいビジネスの創出を目的に、DXを推進する人材及びデジタル技術・データ活用に関する知識やスキルを有した人材育成を行うこととしている。

県内中小企業向けアンケートの結果によると、DXの取組状況について消極的な回答した企業が48%であり、企業のDXを支えるデジタルツールの活用には専門的な知識が必要となることから、企業がDXにより、経営課題である生産性の向上及び業務の効率化に繋げるための研修が必要である。また、「DX動向2025」によれば、中小企業におけるAI活用はいまだに著しく低い状況となっている。

このような状況から、県内中小企業のDXやAI活用を推進するため、業務効率化に向けたAIツールの活用方法をハンズオン形式で学ぶ研修を実施するとともに、ノーコード・ローコードやプログラミング言語などのデジタルツールを活用したアプリケーションの開発を通してデジタルスキルを習得する研修を実施する。

2 委託業務名称

中小企業向けDX・AIハンズオン・リスキリング事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和9年3月23日（火）まで

4 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課内 他

5 業務概要

(1) ハンズオン研修の実施

主に県内中小企業・小規模企業の経営者及び従業員等を対象に、AIの活用方法やツールの操作を演習しながら学ぶハンズオン形式の研修を実施すること。

受講生が学習するAIツールは、テキスト生成、画像生成、スライド生成など受講後に自社で導入・活用しやすいツールから選定し2つのコースで、受講者の定員は各回20名以上で実施すること。

研修の実施について、受講者の募集をはじめ、研修の運営、フォローアップ等、

研修の開催に係る一連の業務を行うこととする。なお、実施にあたっては以下の(ア)に基づき実施すること。

(ア) 研修の実施

対面またはオンライン（Zoom等）で最適な実施方法を選定し、3時間以上の研修を2回以上実施すること。

対面の場合は、会場は受講者が、四日市市内、津市内の2会場から選べるようにし、同一内容を実施すること。

研修は録画し、当日参加できなかった受講者が視聴できるようにすること。

対面での実施に必要な機材の準備（モバイルルーター等）、会場の設営及び撤去等を行うこと。

(2) リスキリング研修の実施

主に県内中小企業・小規模企業の経営者及び従業員等を対象に、各企業内の課題を解決するため、開発に使用するデジタルツールを学ぶeラーニング研修及びアプリケーション開発の研修を実施すること。

受講生が学習するデジタルツールは、ノーコード・ローコードやプログラミング言語など受講後に自社で導入・活用しやすいツールから3種類のツールを選定し、3つのコースで、受講者の定員は各回20名以上で実施すること。

研修で開発するアプリケーションは、画一的なテーマでなく、受講者の所属する企業等においてデジタル化により効率化したい業務をそれぞれ抽出し、各コースで設定したデジタルツールを活用してその解決につながる内容とすること。

研修の実施について、受講者の募集をはじめ、eラーニングと対面研修の運営、フォローアップ等、研修の開催に係る一連の業務を行うこととする。なお、実施にあたっては以下の(ア)～(エ)に基づき実施すること。

(ア) ガイダンスの実施

研修の開始時は、各コースで使用するデジタルツール及びeラーニング研修の受講方法等について受講者へのオンライン（Zoom等）の説明会を行うとともに、eラーニングの推奨研修スケジュールを提示すること。

(イ) eラーニング研修の実施

各コースで設定したデジタルツールの利用方法や活用事例が習得できる研修を実施すること。研修は1コースあたり、延べ10時間以上とし、うち8割以上は習得するデジタルツールに沿った内容とすること。

具体的な視聴期限や要件等を設定し、受講者の進捗管理を行うこと。

(ウ) 対面研修の実施

各コースで3時間以上の対面実習を3回以上実施すること。

会場は受講者が、四日市市内、津市内の2会場から選べるようにし、同一内容を実施すること。

研修は録画し、当日参加できなかった受講者が視聴できるようにすること。

研修の実施に必要な機材の準備（モバイルルーター等）、会場の設営及び撤去等を行うこと。

（エ）オンライン発表会の実施

研修期間の終了時に、修了者に広く事例を学んでいただくため、受講者が作成したアプリケーションの3コース合同発表会をオンラインで2回（1回につき2時間程度）開催すること。

（3）研修受講者の募集及び選定

参加費は無料とし、研修中に使用するツールの利用料やテキストについても、受講者からの徴収は行わないものとする。

受講者が使用するツールは、無料版が提供されているものか、受託者においてライセンスを一括調達し、配布及び管理が可能なツールとする。

受講者が研修において使用するパソコン等については原則受講生が用意することとし、受講にあたり最低限必要と思われるスペック（OSは少なくともWindows及びiOSには対応）等については提案書に具体的に記載し、募集の際にも周知すること。

研修受講希望者に対して、本事業への取組意欲が高い受講者の選定を行うこと。具体的な選定手法については県と協議の上、承諾を得ること。なお、受講希望者数が定員を下回る場合は原則希望者全員を受講させることとするが、定員を下回る場合でも、研修の進捗や運営を円滑にするために必要であれば、受講者選定の基準を設けることを可能とする。

リスキリング研修については、研修開始後の初期段階で離脱することも想定して事前のスキルチェックを行うなど考慮すること。

（4）チャットツールによる受講者のサポート

研修期間中は、受講者からの質問を受ける相談窓口をチャットツール（Slack等）により設置すること。また、受講者が効果的に学習できるよう、受講者コミュニティも形成し、運営及びサポートを行うこと。本コミュニティには県も参加できるものとする。

（5）県が行う他の事業との連携

別紙「中小企業向けDX・AI人材育成関連事業における役割分担」に掲載する以下（ア）（イ）の関連事業において連携を行うこと。特に「機運醸成セミナー」「合同成果報告会」「チラシ作成・配布」等については、契約締結後に県が協議する場を設けるので参加し、別紙に基づき調整して事業に取り組むこと。

（ア）「機運醸成セミナー」における事業概要説明の実施

受講者を広く募ることを目的に、受講者の募集期間中に県が開催する「機運醸成セミナー」にオンライン参加し、研修への受講意欲を喚起するため、本事業の趣旨及びカリキュラムについて20分程度説明すること。

(イ)「合同成果報告会」における事業成果報告の実施

令和9年3月初旬に県が開催する「合同成果報告会」に現地参加し、本事業の実績や成果を20分程度説明すること。

(6) 広報の実施

(ア) チラシデータ作成

受講者募集等のため、チラシデータ（A4カラー片面）を作成すること。

なお、チラシの印刷及び送付は別紙「中小企業向けDX・AI人材育成関連事業における役割分担」に記載する事業にて実施するため不要とする。

(イ) Webメディアの活用

受講者募集時にSNS広告等を活用した広報を行い、効果的な集客に努めること。

(ウ) その他

研修への参加を促す効果的な方法について提案し、県と協議のうえ実施すること。

(7) 効果測定

全ての研修が終了した後に、全研修に対するアンケート調査を実施し、デジタルツールの習熟度を測定すること。

(8) 実施体制

契約締結後、速やかに委託業務の実施責任者を選任し、業務担当者及び作業員とともに書面で報告すること。

業務の実施にあたっては、県との打ち合わせや調整を十分に行い、打ち合わせの内容については、議事録を作成し提出すること。

(9) 実施計画書の提出

本業務の履行にあたって、実施体制、スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

6 納品物件

以下の成果物を電子データ1部、印刷物1部を提出すること。

(1) 広報チラシ

(2) 研修実施報告書（研修実施記録、効果測定結果等を含む）

(3) その他、委託業務で作成した資料

7 支払い条件

令和9年3月23日（火）までに全ての業務を完了させ、履行確認終了後、受託者からの請求が行われた後に支払うこととする。

8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で

協議のうえ、その取扱いを決定する。

9 その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 本委託業務の実施内容は、仕様及び提案内容を踏まえ、最終的に県と協議のうえ決定するものとする。また、本委託業務の履行上当然必要な事項で仕様書等に定めのないものについては、県と協議のうえで実施すること。
- (4) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (6) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (7) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (9) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (10) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

- (11) 契約締結権者は、受注者が(10)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (12) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (13) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (14) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (15) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

10 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課DX推進班 担当：西村、中野

電話：059-224-2318 電子メール：sougyo@pref.mie.lg.jp

中小企業向けDX・AI推進関連事業における役割分担

- ◆ 中小企業向けDX・AIリテラシー研修事業……経営者や担当者層に対し、様々なテーマによるオンライン研修を実施
- ◆ 中小企業向けDX・AIハンズオン・リスキング事業……ハンズオン型のAI研修や、企業の課題解決に向けたアプリ開発研修を実施
- ◆ 中小企業向けDX・AI伴走支援事業……DXやAI活用の伴走支援を行い、取組成果を共有する成果報告会を実施

▶ **チラシ作成・配布、セミナー・報告会**は「中小企業向けDX・AI伴走支援事業」受託事業者で実施。
 ▶ 他の事業者はチラシ原稿データを提供し、報告会に参加して成果発表。

【スケジュール案】

